

福島県沖地震への対応にかかる
補正予算及び条例制定を専決処分しました



ターゲット 11.3

令和3年3月17日
郡山市財務部
財政課
担当：佐藤 達也
TEL：924-2071

SDGs ターゲット 11.3「包摂的かつ持続可能な人間居住計画・管理の能力を強化する」

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定に基づき、本日、令和3年2月13日発生の福島県沖地震への対応にかかる補正予算及び条例制定を専決処分しましたので、お知らせします。

1 補正予算

(1) 補正内容

福島県沖地震による被災した公共施設の復旧費

（開成山屋内水泳場 621,000 千円、小中学校校舎・体育館 370,700 千円 など）

(2) 補正予算額

一般会計 1,042,595 千円

2 条例制定

令和3年2月13日の福島県沖を震源とする地震による災害の被災者に対する市民税等の減免に関する条例

（地震により被害を受けた納税義務者の市民税、固定資産税、事業所税、都市計画税及び国民健康保険税の減免を行う。）